

環境省の政策評価に関する有識者会議の開催について

1. 目的

平成 14 年 4 月より「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が施行され、環境省においても「政策評価基本計画」及び「実施計画」を定め、政策評価を実施することとしている。

環境政策は、専門的な内容を多く含むと同時に、その影響はしばしば広く国民生活全体に及ぶ。環境政策のこうした性格に鑑み、環境省においては、政策評価に多様な意見を反映するとともにその客観性及び厳格な実施を担保するため、評価の対象及び目的等特性に応じ、外部の学識経験者等の知見の評価への適切な活用を図ることを目的として、環境省の政策評価に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

2. 有識者会議

- (1) 有識者会議は、環境政策に関し幅広い知見を有する外部の学識経験者等から、環境省大臣官房総合環境政策統括官が委嘱した構成員をもって構成する。
- (2) 有識者会議に、座長を置き、構成員の互選によってこれを定める。
- (3) 座長は、有識者会議の議事運営に当たる。
- (4) 座長に事故のあるときには、座長があらかじめ指名する構成員がその職務を代行する。
- (5) 有識者会議において、特別な事項を検討する必要がある場合には、検討事項に関係のある者を座長の了解を得た上でオブザーバーとして出席させることができる。
- (6) 構成員の任期は一年とする。
- (7) 構成員は再任されることができる。

3. 部会

- (1) 有識者会議は、必要に応じて部会を開催することができる。
- (2) 部会に属すべき構成員は座長が指名する。
- (3) 部会に部会長を置き、当該部会に属する構成員のうちから、座長が指名する。
- (4) 部会長は、部会の議事運営に当たる。
- (5) 部会長に事故あるときには、部会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代行する。
- (6) 部会において、特別な事項を検討する必要がある場合には、検討事項に関係のある者を座長及び部会長の了解を得た上でオブザーバーとして出席させることができる。

4. 議事事項

有識者会議は次の事項について議論する。

- ① 政策評価に対する助言
- ② 政策評価手法の検討

5. その他

- (1) 有識者会議の庶務は、環境省大臣官房総合政策課企画評価・政策プロモーション室において行う。
- (2) このほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は別途定める。
- (3) 政策評価委員会設置要綱は、廃止する。